

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する 御意見の募集（パブリックコメント）について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和7年5月1日（木）から令和7年5月31日（土）までの間、御意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

環境大臣は、法第4条第3項の規定に基づき、農林水産大臣が登録の申請を受けた際に、その農薬の登録を拒否する場合（法第4条第1項第6号から第9号まで）の基準（農薬登録基準）を定めて告示することとされております（参考1参照）。

この度、令和7年3月21日開催の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第95回）において、水質汚濁に係る農薬登録基準のうち、4種類の農薬（グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩、プレチラクロール、プロパモカルブ塩酸塩、ペントキサゾン）の基準値案について審議されたことから、広く国民の皆様からの御意見を募集することとします。

2. 意見募集の対象

（別紙）水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

※添付資料

（参考1）農薬の登録制度及び水質汚濁に係る農薬登録基準について

（参考2）水質汚濁に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月31日（土）まで

（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

〈意見提出様式〉

宛先：中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会事務局

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

件名：水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）に対する意見

住所：

氏名（企業・団体の場合は、企業名・団体名／部署名／担当者名）：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

〈該当箇所〉 頁 行目

〈意見内容〉

〈意見の理由〉（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

〈注意事項〉

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4版の用紙にて提出してください。
また、封筒の表面に「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）に対する意見」と記載してください。
- ・電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

〈宛先〉

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室 宛て

4. 資料の入手方法

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/>

(2) 郵送の場合

郵送による送付を希望される方は、270円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）』に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記3.（2）②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

5. 注意事項

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に則して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ・御意見に附記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

6. 問合せ先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L : 03-3581-3351 (代表)